

四	三	二	一	○
發行方 法	用振等 替法の適	の法發号名 條律行稱及 項及の び根 そ拠	の法發号名 條律行稱及 項及の び根 そ拠	平省令第 件等を次 年三十 月四 月十 日告 示に り告 示に す。財 務大臣 （二十 年）麻 生太郎 （一百 六）

債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利
 市め別つ入入。格替適下へ債項律計号法め営四政四付
 場る参て札札に以を機用「平、及第に」律のに号法回
 特も加、と発よ下競闘を振成株び二関第へ公必「
 別の者財同行る争は受替式第十す三平債要第昭
 參にご務時「発価に日け法等六三る条成のな四和
 加よと大にと行格付本る「年」の十号法第二發財条二
 者るに臣行い競し銀も「法振二」律一十行源第十
 •発応がわう以争て行の「う」法替条第「項四の一二
 第行募各れ。下入行とと「七」律第「四」並年特確項年
 I（限國る、「札わすし」と。）関一項十成び法例保及法
 非度債入価価「れ」の「す」す。七十に律にをび律
 価額市札格格とる。そ規条九特第百する法政三
 格国を場で競競い入の定。第年別百する法政三

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロイ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

律のに七つ定う額
 第公必億いにち面
 三債要九て基、金
 条のな千はづ財額
 第発財八、き政で
 一行源百額発法八
 項のの十面行第千
 の特確万金し四四
 規例保円額た条十
 定にを、で利第九
 に関図財六付一億
 基する政百国項円
 づるた運五債の
 き法め營十に規

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入と
 価一を場でのい
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定一
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

ハ

ロ イ

ハ

ロ

払

国行争非者特国入価込	行争非者特国行争非者特国
債入価・別債札格金	入価・別債入価・別債
札格第参市発競金	札格第参市
市場発競I加場行争額	発競II加場
	発競I加場

千二百六十七億三百九十四万円

千五七
九万千
百円九
二百八
五十
億五
八億
千九
六千
百八
二百
一万
円でた条特
千利第別
二付一會
百国項計
七債のに
十に規関
七つ定す
億いにる
円て基法
'づ律
額き第
面發四
金行十
額し七でた条特万額發六七つ定す千額發
千利第別円面行十億いにる七面行
九付一會金しニ五て基法百金し
百国項計額た条千はづ律十額た
四債のにで利第五、き第五で利
十に規関百付一百額發四万五付
一つ定す億國項九面行十円千國
億いにる七債の十金し七、二債
円て基法千に規万額た条特百に
'づ律八つ定円で利第別六つ
額き第百いに、二付一會十い
面發四八て基同千國項計二て
金行十十はづ法二債のに億は
額し七五、き第十に規関六、

十
十
三
二

十
十
ロ
イ
一

九
八

初利入価・別債行争非者特国入価發
期札格第参市及入価・別債札格行行
利發競II加場び札格第参市發競価
子率行争非者特国發競I加場行争格日

振額最
替低行争非者特
額入価・別
单面札格第参
位金發競II加

次そが金と平年
号の銀額し成〇
及翌行を、三・
び営休支次十五
第業業払の年パ
十日日う算九一
五にに。式月セ
号支当たに二ン
に払ただよ十ト
おうるしり日
いへと、算を
て以き支出支
規下は払し払
定、、期た期

十額十額平す額の振
二面錢面成るの記替
錢金以金三。整載法
額上額十数又の
百の百年倍は規
円そ円三の記定
にれに月金録に
つぞつ二十額はよ
きれき日に、る
九の九日よ最振
十應十る低替
九募九も額口
円価円の面座
二格二と金簿

十
九
八
七
六
五
十
四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限
後第
の二
利期
子以

平財日額平利てを毎
成務本面成子、支年
三十大銀金五をそ払三
十年臣行額十支の期月
から百年払日と二
三月円三う以し十
通知に月。前、日
二十つ二六各及
日をき十月支び
受け百日間払九
た者円に期月
すお十
るい日

する期日
について同じ。
。)

齧金鑑
 $100|0.5$
 $2|1$